

定期監査の結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第4項の規定に基づき実施した令和2年度有明海自動車航送船事業会計の定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年10月21日

有明海自動車航送船組合
監査委員 藤井 一恵
同 濱本 磨毅穂

定期監査結果

1 監査の概要

有明海自動車航送船事業会計に対する財務及び行政監査を、有明海自動車航送船組合監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

(1) 監査の対象

令和2年度 有明海自動車航送船事業会計

(2) 監査の着眼点

財務監査については、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、また、行政監査については、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査した。

(3) 監査の実施内容

ア 監査実施日

予備監査 : 令和3年6月23日（水）

委員監査 : 令和3年7月21日（水）

イ 実施監査委員

有明海自動車航送船組合監査委員 福島 誠治
同 濱本 磨毅穂

2 監査の結果

財務及び行政に関する事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められ

た。

なお、監査意見及び是正・改善を検討すべき事項は次のとおりである。

(1) 意見

当年度は、昨年度からの新型コロナウイルスの感染拡大の影響等で航送車両台数が、前年度に比べ減少したことなどにより営業収益は減少した。

この結果、経営成績は、総収益が8億5,142万円、総費用が9億3,958万円で、当年度の純損益は8,816万円の赤字となっており、前年度に比べ1億9,494万円収支が悪化し、10期連続の黒字から赤字に転落している。

当組合においては、平成29年度に策定した5年間の経営の指針となる中期目標に基づき、目標達成に向け経営改善に取り組んでいるところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を直接受け、厳しい経営状況が続く中令和3年度末に計画期間の終期を迎える。

今後の運航収入についても、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んでいるものの変異型のウィルスが次々に現れるなど、未だ不透明な状況であり、今後の経営を見通すことが困難な状況となっている。

また、今年度、管理部門の退職者補充がなく、令和3年4月1日現在、1名減の状態かつ、中堅職員が少ない状況にあるため、将来の組合運営に影響が出るおそれがある。このような状態を踏まえ、当組合が取り組むべき課題として次の事項が挙げられる。

ア 誘客の促進について

新型コロナウイルス感染症が収束し、社会経済活動が回復することを見据え、早い段階から関係団体や旅行業者と連携し、新しい生活様式に沿った利用者のニーズを的確に捉えたサービスの提供を図るなど、さらなる誘客推進に努められたい。

イ 管理部門の人材育成について

管理部門の職員については、当年度末に1人が退職し、現在9人となっている。

中堅層の職員が少なく、若手職員が多いことから、若手職員を中心に外部研修受講の機会の増大や、体系的な研修計画の策定などをこれまで行っているが、引き続き継続的な人材育成に努められたい。

ウ 将来に向けた経営のあり方等について

当組合においては、平成29年度に安全運航を基本とし、低運賃の維持と3隻

保有による運航体制を維持することなどを内容とする「有明フェリー中期目標」を策定し、船舶の更新計画等に取り組んできているが、令和2年度は収支が悪化し、10期連続の黒字から赤字に転落しており、船舶の更新や退職者の補充ができていない状況にある。

「有明フェリー中期目標」については、令和3年度に計画期間が終了するが、航送船事業を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加え、今後の急速な人口減少や保有する船舶の老朽化など一層厳しさを増している。

このような状況の中、将来にわたり安定的な事業を継続するためには、経営の指針となるべき中長期的な経営計画を策定し計画的な経営を行うことが求められる。このため、長崎・熊本両県とも緊密に協議を行いながら、令和4年度以降の経営計画について策定を進めるよう努められたい。

なお、計画策定後は、経営計画に基づく取組と、毎年度の進捗管理や計画と実績との乖離検証、さらに、その結果を踏まえた定期的な見直しを行っていく必要がある。

(2) 是正・改善を検討すべき事項

行政及び財務に関する事務の執行等について、是正・改善をすべき事項が認められるため、より適正な執行を図られたい。

ア 乗客の転落事故について

乗客が可動橋から海中に転落する事故が起きている。事故後作成された「乗船から出港までの作業マニュアル」を遵守し、安全な運航に努めること。

イ 入札保証金及び契約保証金の免除について

「入札保証金及び契約保証金に係る事務取扱要領」に、契約金額に関係なく特定の業種の事業者の入札保証金及び契約保証金を免除する規定が設けられている。

当該規定は、入札保証金及び契約保証金を免除できる要件を定めた地方自治法施行令の趣旨に照らし適切でないことから、同要領の内容を見直すこと。

ウ 工事請負費の予定価格について

長洲港フェリーターミナルEV改修工事において、積算価格（消費税等抜き、設計金額）17,940,000円から減額し、予定価格（消費税抜き）17,500,000円と歩切りを行っている。予定価格を定めるにあたり、歩切を行わないこと。